

平成17年6月16日 開会
平成17年6月30日 閉会
(定例第3回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第67号

平成17年第3回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成17年6月13日

大山町長 山口隆之

1 日 時 平成17年6月16日 午前9時30分

2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美智恵	遠 藤 幸 子
敦 賀 亀 義	森 田 増 範
川 島 正 寿	岩 井 美保子
秋 田 美喜雄	尾 古 博 文
諸 遊 壊 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
二 宮 淳 一	椎 木 学
野 口 俊 明	沢 田 正 己
荒 松 廣 志	西 山 富三郎
鹿 島 功	

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 日)

平成 1 7 年 6 月 1 6 日 (木 曜 日)

議事日程

平成 1 7 年 6 月 1 6 日 午前 9 時 3 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 42 号 鳥取県農業信用基金協会の加入について
- 日程第 6 議案第 43 号 大山町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 44 号 大山町国民保護対策本部等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 45 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 9 議案第 46 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 10 議案第 47 号 平成 17 年度大山町一般会計予算
- 日程第 11 議案第 48 号 平成 17 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 12 議案第 49 号 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 50 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 51 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 15 議案第 52 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 16 議案第 53 号 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 54 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 55 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 19 議案第 56 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 20 議案第 57 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 58 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 59 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 60 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 61 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 62 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 63 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 27 議案第 64 号 平成 17 年度大山町中山財産区特別会計予算
- 日程第 28 議案第 65 号 平成 17 年度大山町上中山財産区特別会計予算

- 日程第 29 議案第 66 号 平成 17 年度大山町下中山財産区特別会計予算
 - 日程第 30 議案第 67 号 平成 17 年度大山町逢坂財産区特別会計予算
 - 日程第 31 議案第 68 号 平成 17 年度大山町水道事業会計予算
 - 日程第 32 議案第 69 号 平成 17 年度大山町索道事業会計予算
 - 日程第 33 発議案第 11 号 行財政調査特別委員会の設置について
 - 日程第 34 発議案第 12 号 新町まちづくり調査特別委員会の設置について
 - 日程第 35 行財政調査特別委員会委員の選任について
 - 日程第 36 新町まちづくり調査特別委員会委員の選任について
 - 日程第 37 特別委員長・副委員長の互選結果の報告について
 - 日程第 38 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 42 号 鳥取県農業信用基金協会の加入について
- 日程第 6 議案第 43 号 大山町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 7 議案第 44 号 大山町国民保護対策本部等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 45 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 9 議案第 46 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 10 議案第 47 号 平成 17 年度大山町一般会計予算
- 日程第 11 議案第 48 号 平成 17 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 12 議案第 49 号 平成 17 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 13 議案第 50 号 平成 17 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 51 号 平成 17 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 15 議案第 52 号 平成 17 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 16 議案第 53 号 平成 17 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 54 号 平成 17 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 55 号 平成 17 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 19 議案第 56 号 平成 17 年度大山町老人保健特別会計予算
- 日程第 20 議案第 57 号 平成 17 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 58 号 平成 17 年度大山町介護保険事業特別会計予算

- 日程第 22 議案第 59 号 平成 17 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 23 議案第 60 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
日程第 24 議案第 61 号 平成 17 年度大山町風力発電事業特別会計予算
日程第 25 議案第 62 号 平成 17 年度大山町温泉事業特別会計予算
日程第 26 議案第 63 号 平成 17 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
日程第 27 議案第 64 号 平成 17 年度大山町中山財産区特別会計予算
日程第 28 議案第 65 号 平成 17 年度大山町上中山財産区特別会計予算
日程第 29 議案第 66 号 平成 17 年度大山町下中山財産区特別会計予算
日程第 30 議案第 67 号 平成 17 年度大山町逢坂財産区特別会計予算
日程第 31 議案第 68 号 平成 17 年度大山町水道事業会計予算
日程第 32 議案第 69 号 平成 17 年度大山町索道事業会計予算
日程第 33 発議案第 11 号 行財政調査特別委員会の設置について
日程第 34 発議案第 12 号 新町まちづくり調査特別委員会の設置について
日程第 35 行財政調査特別委員会委員の選任について
日程第 36 新町まちづくり調査特別委員会委員の選任について
日程第 37 特別委員長・副委員長の互選結果の報告について
日程第 38 議員派遣について
-

出席議員（21名）

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美智恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美保子
9 番 秋 田 美喜雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壊 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富三郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小 谷 正 寿 書記 …………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山 口 隆 之	助役 ……………	田 中 祥 二
教育長 ……………	山 田 晋	代表監査委員 ……	椎 木 喜久男
中山支所長 ……	河 崎 博 光	大山支所長 ……	田 中 豊
総務課長 ……	諸 遊 雅 照	人権推進課長 ……	近 藤 照 秋
企画財政課長 ……	後 藤 透	住民生活課長 ……	福 田 勝 清
福祉保健課長 ……	松 岡 久美子	産業振興課長 ……	渡 辺 収
地域整備課長 ……	押 村 彰 文	税務課長 ……	坂 田 修
学校教育課長 ……	高 見 晴 美	社会教育課長 ……	麴 谷 昭 久
観光商工課長 ……	福 留 弘 明	水道課長 ……	小 西 正 記
農業委員会事務局長…	高 見 公 治	会計課長 ……	金 平 隆 哉

午前9時45分開会

○議長（鹿島 功君） 開会前に申し上げます。先ほど開きました全員協議会で、大山町議会におきましても、6月定例会から9月定例会にかけて、上着・ネクタイは本人の自由とすることに決まりました。執行部の皆さんも暑ければ、上着やネクタイを脱いでいただいて結構です。

ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、平成17年第3回大山町議会定例会を開催します。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番 敦賀亀義君、6番 森田増範君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします、本定例会の会期は、本日から6月30日までの15日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの15日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（鹿島 功君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から平成16年度大山町一般会計予算の明許繰越について報告の申し出があります。これを許します。町長。

○町長（山口 隆之君） 平成16年度大山町一般会計予算の明許繰越についてご報告を致します。

本件は、平成16年度の大山町一般会計暫定予算で専決処分をし、臨時議会でご承認を頂きました繰越明許事業の繰越額が5月31日までに確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

内容としましては、第10款 総務費の中山間地域活性化交付金事業費1,387万4,000円、第30款 農林水産業費の農免農道整備事業負担金956万4,000円、漁業経営開始円滑化事業費1,265万2,000円、第40款 土木費の県道整備事業負担金113万4,000円、町道山村文珠領線歩道設置工事費1,700万円、港湾改修事業費315万円、第45款 消防費の防火水槽新設工事費610万円の合計6,347万4,000円を平成17年度に繰越をいたしております。

財源等につきましては、お手元に配付しております繰越計算書の通りであります。

続きまして、報告第2号 平成16年度大山町繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

本件につきましては、平成16年度大山町公共下水道事業特別会計予算に専決処分をいたしました繰越明許事業の繰越額が5月31日までに確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

金額は、第5款事業費の特定環境保全公共下水道事業に2,000万円であり、財源の内訳については、配付ずみの資料の通りであります。以上で報告を終わります。

○議長（鹿島 功君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 施政方針の説明について

○議長（鹿島 功君） 日程第4、施政方針の説明を議題にします。平成17年度大山町の施政方針について説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） それでは17年度における施政の方針を申し述べさせていただきます。

中山町、名和町、大山町3町合併の初年度であります、平成17年度の歳入歳出予算を大山町議会に提出するにあたり、本予算を通じて今後の行政運営をはじめ施政の方針について一端を申し上げ、議会のみなさんと町民のみなさんにご理解とご協力をお願いする次第であります。

わが国の経済は、依然厳しい経済情勢にありますが、企業部門の改善により、輸出や生産・設備投資は緩やかながら増加傾向にあり、こうした企業部門の動きにより、雇用や所得も徐々に回復に向い、民需を中心の緩やかな回復傾向にあります。

一方わが国財政は、平成16年度予算では、公債費依存度が44.6%に及ぶなど、先進国のいずれの国と比較しても極めて深刻な状況にあり、また、歳入歳出構造もますます硬直化してきているため、財政構造改革の取組みを強化し、将来の世代に責任が持てる財政を確立する必要があります。

こうしたなか、国はこれまで取り組んでまいりました「聖域なき構造改革」の進展を点検・評価した上で、「改革なくして成長なし」の方針の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を策定し、平成17年度の予算編成においては、2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を念頭におきつつ、構造改革を一層推進するため「改革断行予算」という基本路線を継続し、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図ろうとしています。

また、歳入においても平成15年度の「国債発行30兆円以下」の精神を受継ぎ、国債発行額を極力抑制する方針を打出し、国庫補助負担金改革については、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行うとともに、税源の移譲については、平成16年度に所得譲与税及び税源移譲交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指すとしています。

こうしたなか、平成17年度地方財政におきましては、過去、国の主導で行われました景気対策により多額の債務を抱える状況下において、地方財政規模の抑制に努めてもなお大幅な財源不足の状況にあり、地方財政の借入金残高は、17年度末には205兆円に達する見込みとなっています。

財政調整機能を果たす地方交付税の切り捨ては、地方財政運営を大いに苦境に陥れるだけでなく、国が「地方の権限と責任を拡大する」という名目のために断行をいたしました「三位一体の改革」によって、地方自治体総緊縮予算化をもたらすことになりました。

地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じております。

厳しい地方財政の状況の中、地方の自立志向と財政構造改革の必要性を鑑みたとき、

地方公共団体においては、地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革により、歳出全般の重点化と効率化を図るとともに、歳入面でも積極的な自主財源確保策を講じる等、持続可能な財政構造を確立することが求められております。

これまで、旧3町におきましても財政の健全化の確保に留意しつつ、個性と工夫に満ちた魅力あるまちづくりや、少子・高齢化対策等の地域の課題について、それぞれの議会のみなさんや町民のみなさんの深いご理解とご協力により、重点的に取り組んでこられました。平成15年度決算におきまして、経常収支比率は旧中山町86.9%、旧名和町87.4%、旧大山町80.9%、平成13年度から15年度までの3カ年平均の起債制限比率は旧中山町11.1%、旧名和町13.5%と財政指標数値においても、財政の硬直化が顕著になっております。

「三位一体の改革」の影響によります各種負担金補助金や普通地方交付税、臨時財政対策債等の大幅な減少にともない、非常に厳しい経済情勢・財政状況のなかではありますが、限られた財源を効率的に配分しながら、事務事業の評価・検証を行い、町民のみなさんと議会・行政が手に手を携えて、魅力あるまちづくりや希望に満ちた活力ある社会の実現に全力を傾注して取り組んでまいり所存であります。

先の臨時議会におきまして、就任のごあいさつの中で申し述べさせていただきましたように、私に課せられた最も大きな使命は、西伯郡東部地域合併協議会が、2年余りの年月をかけて議論し作り上げられた「新町まちづくりプラン」具現化することです。町民のこころのふるさと「大山」を新しいまちづくりのシンボルとして、それぞれ中山・名和・大山の旧3町で長い年月をかけて育まれてきた文化・伝統・歴史を大切にしながら、大山の恵みを受けて育まれた人・食・自然・歴史・文化などの豊富な資源を活かした「大山恵みの里構想」の実現に努めるため、精一杯の努力を傾注してまいり所存でありますので、議会のみなさん方の更なるご指導ご鞭撻を重ねてお願い申し上げます。

さて、新町初年度の予算であります。平成17年度の予算を編成いたしました。その概要につきまして、各分野ごとに施策の推進とその指針につきまして、「新町まちづくりプラン」の基本施策に沿ってご説明を申し上げます。

まず、社会基盤、生活環境であります。一般国道9号東伯淀江間高規格道路の改築促進につきましては、名和から中山までの未事業化区間の早期事業化を、国・県をはじめ関係機関に働きかけてまいります。

町道整備では、旧名和町と旧大山町を有機的に結ぶ主要な道路であります町道押平所子線、末長押平線の道路改良工事、押平川橋梁の橋台の改良整備を行いますほか、町道報国羽田井線の道路改良のための用地取得費・物件補償費並びに主要地方道名和岸本線、一般県道旧奈和西坪線等の負担金を計上いたしております。

公共交通対策といたしましては、旧名和町のエリアでは、巡回バスを専用車両により有償で運行をいたしておりますが、高齢者や交通弱者のみなさんの買い物、通院通学の交通手段として、お気軽にご利用いただきますよう工夫を重ねてまいります。このほか交通弱者対策として、福祉タクシー補助金を計上しております。地方バス路線維持対策といたしましては、広域路線と単独路線を運行するバス運行事業者に対して運行補助金を交付しております。

交通安全対策のうち施設整備では、カーブミラーやガードレール等の整備を年次的に図ってまいりましたが、交通事故数及び違反件数は、県内でも高位にありますので、より一層交通安全意識の普及啓発に努め、交通事故や交通違反の撲滅に努めてまいります。

防災対策では、「大山町地域防災計画」を早期に策定いたしますとともに、住民の生命、身体・財産の安全と保護を図るため、総合防災訓練の実施や自主防災組織の育成に努めてまいります。

また、外国からの武力攻撃やテロから住民を守り、安全かつ迅速に避難させるため、国民保護法「住民避難マニュアル」を策定し有事の際には万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

新町まちづくりプランの主要な事業である情報通信環境整備事業では、高度情報通信基盤を活かしたサービス提供を図るため、今年度情報通信基盤整備に係る設計監理委託料を計上いたしております。

また効率化による経費の削減を図るため、電子自治体の構築についても努めてまいります。

環境衛生対策では、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、使用済乾電池・蛍光灯など分別収集の徹底に努めるとともに、増大するごみの減量化に向け、電動型生ごみ処理機の購入費助成を実施してまいりますとともに、町内の各地に、不法に投棄された多くの廃棄物が見受けられますので、回収除去し環境保全と不法投棄の再発防止に努めてまいります。

平成13年度から、旧名和町で取り組んでいます環境ISO14001の推進につきましては、職場内における環境への配慮や資源・エネルギーの節減など、ISOマネジメントプログラムを遵守してまいりますとともに、合併にともなうサイト拡大に努め、職員の意識高揚を図ってまいります。

また町民のみなさんに対しましても「環境にやさしいまちづくり」をより推進するため、啓発活動に力を注ぎますとともに、家庭における地球温暖化防止や省エネルギー対策として、住宅用太陽光発電システムを設置される家庭に対し導入促進のための補助金制度を設けております。

次に、教育・人権・文化・スポーツでございます。

教育施策につきましては、旧3町で策定しました「教育ビジョン」を基本に据え、学

校教育と社会教育を充実したいと考えております。

学校教育では、基礎・基本の確実な学力の定着を図り、自ら学び、自ら考える「生きる力の育成」に加え、地域の人材や文化を活用した情操教育や健康教育の推進をはじめ、地産地消を踏まえた食の指導など「地域に開かれた学校づくり」を一層進めたいと考えております。

国際理解教育では、アメリカテメキュラ市の「マルガリータジュニアハイスクール」、韓国釜山市「大東中学校」など、旧町の国際交流事業の取り組みを継続いたしますとともに、小中学校における外国語指導助手の活用を拡大して国際理解や英語コミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

国内交流におきましても、旧大山町で取組んでこられた沖縄県嘉手納村との交流を継続実施してまいります。

さらに情報化時代に生きる子どもたちの育成を図るため、教職員へのパソコン配置や指導者派遣など情報教育の条件整備を進めてまいります。

旧名和町の小学校統合については、建築場所や教育環境の整備、通学方法等を検討しながら校舎建築に向けた実施設計委託料を計上いたしております。

そのほか学校環境整備として、大山町学校給食センター改築工事及び多目的教室新築工事をはじめ、大山小学校耐震診断業務委託料、中山小学校大規模改造事業設計委託料、大山小学校プール更衣室・便所改修工事費、大山西小学校キュウビクル取替工事、名和中学校体育館アリーナ天井改修工事等に係る経費を予算計上いたしております。

社会教育では、「生涯学習のあるまちづくり」を目指し町民の主体的な学習や実践、ボランティア活動を積極的に展開してまいります。

また子ども会や女性団体、青年団など地域団体やPTA活動等社会教育関係団体の育成や指導者育成に努力してまいります。

公民館活動では、サークル活動など自主的な学習を支援する一方で、子育てや郷土の文化活動などの講座を開設して多様な学習機会を町民へ提供してまいります。

また図書館や学校図書室を拠点として図書司書や関係職員と連携した親子読書活動の推進に努め、暮らしの中に本のあるまちづくりを進めてまいります。

人権教育・人権啓発につきましては、人権交流センターを拠点として、人権施策の推進や人権意識の高揚に取り組みますとともに、施設の特性を生かし地域福祉、地域コミュニティ事業などの推進に努めてまいります。

平成17年度には、「同和地区実態把握等調査」を実施し、今後の人権施策や人権尊重の環境づくりに活かしてまいりたいと考えております。

文化財保護では、伝統的建造物群保存地区審議会を設置いたしますとともに、大山僧坊跡石垣等測量図面作成委託料、歴史の道整備工事費を計上いたしております。

社会体育では、大山高原マラソン大会、マラソンフェスタ、スポーツレクリエーション

大会、町民運動会の開催をはじめスポーツ少年団育成の支援等スポーツ振興や町民の健康づくりに取り組みます。

次に、保健・医療・福祉でございます。

社会福祉関係につきましては、旧 3 町の保健福祉センター、国民健康保険直営診療所、在宅介護支援センターを拠点として、保健・医療・福祉の 3 分野の相互連携により、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉・介護予防などの福祉サービスの推進を図ってまいりました。

地域福祉対策では、部落、グループなどが自主的に取り組む福祉活動を支援するための部落福祉活動支援事業や高齢者、障害者が部落集会所を利用しやすくするため、段差解消や手摺りの取付けなど施設改修に係る費用を助成する生きがい拠点施設整備事業を推進してまいります。

高齢者対策では、社会福祉協議会と連携し、老後を健康でいきいきと暮らすことができるよう、閉じこもり防止のための生きがい活動支援事業や通院や買い物などの日常生活の中で、交通手段を持たない高齢者のための外出支援事業、一人暮らしや高齢者世帯への配食サービス事業のほか軽度生活援助事業、高齢者居住環境整備事業、介護予防事業として痴呆予防教室、転倒予防教室などを実施してまいります。

障害者福祉では、身体障害者、知的障害者のみなさんの福祉サービスが、これまでの措置制度から支援費制度へ変わりましたが、障害のある方が、よりよい日常生活や社会生活を送るために、日常生活用具給付事業や身体障害者等医療費助成事業、障害者住宅改良助成事業など障害者福祉施策の推進と障害者の社会参加を促進してまいります。

保健衛生・予防対策につきましては、嘱託医師を配置し、機能訓練・転倒予防など介護予防事業に取り組んでいるところでありますが、今後におきましても「自分の健康は自分でつくる」をスローガンに、中高年者の介護予防の推進や生活習慣病予防のための健康教育・健康相談、各種検診機会の拡充に努めてまいります。

少子化対策では、「ふれあい会館」「児童館」等を拠点施設として、ファミリーサポート事業や放課後児童クラブなどの子育て支援施策を展開するほか、子育て情報の提供や子育てサークルの支援等、明日の大山町を担う子どもたちと子育て世代のみなさんの支援に努めてまいります。

保育所運営においては、今の保育ニーズに対応できるこれからの保育所のあり方について、協議・検討を重ねてまいりますとともに、保育所児童と高齢者との世代間交流事業を 10 保育所で取り組んでまいります。

次に、産業・雇用であります。

大山町の基幹産業であります農業をとりまく情勢は、農業就業者の高齢化、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱え、依然として厳しい状況にありますが、生産基盤の整備、機械・施設の近代化、省力化による経営の合理化、農地の流動化

や作業受委託による経営規模の拡大を推進するため、中山間地域等直接支払推進事業の拡充や二十世紀梨再生促進事業、チャレンジプラン支援事業等の実施により、担い手農家や農業後継者の育成並びに農業経営基盤の強化を図ってまいります。

また、みくりや市などの拠点施設を核として、地産地消の推進を図ってまいりますとともに、町内の産品の特徴を生かした特産加工品の育成や有機農法によります農産物への研究活動を促進し、消費者のニーズに呼応した農産物づくりに努めてまいります。

農地の基盤整備につきましては、中山地区県営畑地総合開発事業、大淀地区畑地総合開発事業等により、畑かん施設の幹線・支線水路工事と道路整備、ファームポンド整備に取り組んでまいります。

農免農道整備事業では、第2大名地区及び汗入地区事業、逢坂2期事業として、道路整備、橋梁整備を実施してまいります。

松くい虫防除事業では、引続き薬剤空中散布や被害木の伐倒駆除、樹種転換事業等を推進し森林の保全に努めてまいります。

水産振興では、御崎漁港の静穏度調査委託料を新たに計上いたしますとともに、栽培漁業の推進や魚食の普及、安心安全な水産物を供給することを目的に鳥取県漁協が事業主体で実施いたします御来屋漁協砕氷機設置費補助金を新規に計上いたしております。

商工振興では、優良企業の誘致に積極的に取り組み、若者の定住と就労の場の確保に努め、地域産業の振興と活性化を図ってまいります。

観光振興におきましては、西日本有数の観光資源であります「大山」を利活用した各種イベント、観光施策を展開し、地域の活性化を図りますとともに、町内には史跡や名所等が点在していますので、農業・漁業など本町の地場産業と有機的な連携を図りながら、観光開発を推進し西部圏域が一体となった広域的な観光ルート整備に取り組んでまいります。

また大山エリア活性化の一環として、大山地区芝グラウンド整備事業支援補助金、第2次交通支援事業負担金を計上いたしております。

次に、住民自治・行財政であります。

地域コミュニティでは、これまで地域の活性化の財源として大きな役割を果たしていました税の部落完納報奨金制度を廃止いたしました。

その補完的役割を果たす制度として「ふるさと活性化事業補助金」を、予算計上いたしておりますので、この補助制度を活用し、各区・部落が自らの地域を住み良くし、活性化させるための取組みを支援してまいります。

イベント事業については、地域活性化の起爆剤として甲川溪流まつりやポートフェスティバル、産業文化祭などを継続実施してまいります。

国際交流・国内交流といたしましては、旧町で取り組んでこられた交流の意思と過程を尊重しアメリカテメキュラ市、韓国襄陽郡、愛媛県伊予市中山町、広島県呉市との交

流を継続実施してまいります。

広報広聴事業では、行政の透明化と情報公開をより積極的に推進するため、広報「だいいせん」の内容の充実や「町長への手紙」、ホームページの「掲示板」など、誰でも気軽に町政へ提言、提案ができます広聴事業の充実に努めてまいります。

住民参画の推進では、各種審議会、委員会等の設置において、委員の選任については、広く公募を図り、まちづくりへの参画の機会の拡充に努めてまいります。

健全な財政運営については、外部審査も視野に入れながら、負担金・補助金・交付金の見直しに取り組みますとともに、経常経費の削減に努め、財政基盤の充実に努めてまいります。

効率的な行政運営においては、公共施設の管理・運営の見直しを図る観点から、指定管理者制度の導入を検討いたしてまいります。

終わりに、各部門にわたり、平成17年度の主要施策につきまして、その取り組み方針をご説明いたしました。三位一体の改革や出口の見えない経済不況の中で、町税、地方交付税、国・県支出金など歳入財源の確保が困難な状況下にあっては、町民のみなさんのご要望にすべてお応えすることは困難であります。事務事業の見直しや、歳出全般の効率化と重点化を基本に据え、工夫を重ねながら予算の編成を行ってまいりました。

新たなまちづくりや行財政改革など、行政が抱えます課題は山積していますが、大山町の誕生の年に、町民、議会、行政がともにアイデアを出し合い協働することにより、地方分権の時代にふさわしい新たな行政が築かれると考えておりますので、議会のみなさんをはじめ、町民の方々の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。平成17年度の大山町施政方針説明といたします。ありがとうございました。

日程第5 議案第42号から日程第32 議案69号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、議案第42号 鳥取県農業信用基金協会の加入についてから、日程第32、議案第69号 平成17年度大山町索道事業会計予算についてまで、計28件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程になりました議案第42号から議案第69号までの提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第42号 鳥取県農業信用基金協会への加入について、提案理由のご説明をいたします。

本案は、平成17年3月28日付で町村合併したことに伴い、鳥取県農業信用基金協会へ加入することについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、本議会の承認を求めるものであります。以上で、議案第42号の提案理由の説明を終わります。

議案第43号、大山町国民保護協議会条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、大山町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的として制定するものであります。

協議会の設置目的は、法第39条で定めている市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進することであり、

主な所掌事務としては、同条第2項で定めている町長の諮問に応じて大山町の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること、及び重要事項に関し、市町村長に意見を述べることであります。

また、同条第3号により町長は、法第35条第1項又は第8項の規定により国民の保護に関する計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならないこととなっております。第2条で定める協議会の組織及び委員については、法第40条で定めている各号委員の要件に従い、本条第1号から9号のとおり定め、該当する者を町長が任命することとしております。第4条では、協議会の庶務を総務課で処理することとしております。なお、附則でこの規約の施行日を公布の日と定めています。以上で、議案第43号の提案理由の説明を終わります。

議案第44号、大山町国民保護対策本部等に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、大山町国民保護対策本部及び鳥取県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的として制定するものであります。

対策本部は武力攻撃等により国民に被害が発生する事態となったとき、住民の身体生命の保護及び被害を最小限に留めるため、要避難区域の住民の確実な誘導や警戒区域の設定等、法に基づく国民保護活動を実施するものであります。

第2条で、本部長、副本部長及び本部員の職務を、第3条で対策本部の会議について、第4条で部の設置規定、第5条で避難誘導にあたる場合の現地対策本部の設置する場合の組織等について規定しております。

第7条で緊急対処事態対策本部の設置等については、同第2条から第6条までについて準用することとしています。

また、附則でこの規約の施行日を公布の日と定めています。以上で、議案第44号の提案理由の説明を終わります。

議案第45号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明をいたします。

本案は、公務中の交通事故による損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号に規定により議会の議決を求めるものです。

損害賠償の額は、33,600円であります。相手方は、大山町加茂1021番地、木町 由佳里さんで、事故の概要は、平成17年3月14日、職員が大山町名和648番地の名和学校給食センターで、学校給食センター車を駐車場に戻そうと後退したところ、右後方に停車していた普通自動車の後ろ側ドアに接触し、車両が破損したものであります。事故の処理方法は示談であります。以上で、議案第45号の提案理由の説明を終わります。

議案第46号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由のご説明をいたします。

本案は、庄内小学校の校舎が起因した事故による損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号に規定により議会の議決を求めるものです。損害賠償の額は、104,412円であります。相手方は、大山町小竹694番地1、枝谷 昌紀さんで、事故の概要は平成17年3月25日、大山町古御堂177番地の庄内小学校の職員指定の駐車場に駐車中の車に、小学校校舎の雨樋が落下し車を破損したものです。事故の処理方法は示談であります。以上で、議案第46号の提案理由の説明を終わります。

議案第47号、平成17年度大山町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条では、平成17年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出10億9,700万円と定め、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によることといたしております。

第2条では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によることといたしております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によることといたしております。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定めております。

第5条では、歳出予算の流用について、定めております。

次に、歳入の主なものについて、各款をおってご説明申し上げます。

第5款町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税等3町の前年度実績を考慮し14億3,660万8,000円を計上いたしております。

第10款、地方譲与税は、所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税を合わせ、2億2,029万1,000円を計上いたしております。

第15款利子割交付金は、県の交付見込み額に基づき789万3,000円を計上いたしております。

第16款配当割交付金及び第17款株式等譲渡所得割交付金では、収入見込み額の260万4,000円と103万2,000円を計上いたしております。

第18款地方消費税交付金では、県の交付見込み額に基づき1億7,461万円を計上いたしております。

第20款ゴルフ場利用税交付金は、前年度実績を考慮し、1,379万4,000円を計上いたしております。

第25款自動車取得税交付金では、県の推計交付額に基づき6,234万7,000円を計上いたしております。

第30款地方特例交付金では、県の推計交付額に基づき4,769万2,000円を計上いたしております。

第35款地方交付税では、3町の前年度実績を考慮し、44億6,552万5,000円を計上いたしております。

第40款交通安全対策特別交付金は、375万円を計上いたしております。

第45款分担金及び負担金では、1億689万6,000円を計上いたしております。

第50款使用料及び手数料では、第5項使用料7,508万5,000円と第10項手数料2,304万9,000円を計上いたしております。

第55款国庫支出金では、3億6,041万9,000円を計上いたしておりますが、そのうち第5項国庫負担金は1億5,221万8,000円で、主なものは民生費国庫負担金の知的障害者保護費負担金6,825万2,000円、児童措置費負担金5,510万4,000円であります。第10項国庫補助金は、2億203万5,000円で、主なものは土木費国庫補助金の地方道路整備臨時交付金1億2,749万円、教育費国庫補助金の学校給食施設更新補助金及び学校多目的教室施設補助金4,121万2,000円であります。第15項委託金の主なものは、民生費委託金の国民年金事務費委託金508万1,000円であります。

第60款県支出金では、6億4,490万9,000円を計上いたしておりますが、そのうち第5項県負担金は、1億5,373万3,000円で、主なものは総務費県負担金の県民税徴収事務費負担金1,198万3,000円、民生費県負担金の保険基盤安定負担金7,756万5,000円、障害者支援費負担金4,157万7,000円であります。第10項県補助金は、4億7,743万5,000円で、主なものは総務費県補助金の合併支援交付金4,473万8,000円、民生費県補助金の特別医療費補助金4,532万5,000円、在宅福祉事業費補助金4,436万2,000円、農林水産業費県補助金の中山間地域等直接支払推進事業補助金7,329万3,000円、地籍調査事業補助金3,360万円であります。第15項委託金の主なものは、総務費委託金の国勢調査委託金988万円です。

あります。

第65款財産収入では、1,590万3,000円を計上しておりますが、主なものは第5項財産運用収入 土地建物貸付料927万8,000円であります。

第70款寄付金では、217万6,000円を計上いたしております。第75款繰入金では、7億9,838万3,000円を計上いたしておりますが、そのうち第5項特別会計繰入金は1,939万8,000円で、主なものは老人保健特別会計繰入金1,925万9,000円であります。第10項基金繰入金では、財源調整のため基金からの繰入金7億7,898万5,000円を計上いたしておりますが、その内訳は財政調整基金繰入金2億円、減債基金繰入金2億2,633万9,000円、地域福祉基金繰入金1億円、公共下水道事業推進基金繰入金4,048万8,000円、集落排水事業推進基金繰入金2億1,215万8,000円であります。

第80款繰越金では、繰越額を1億円と推計し計上しております。

第85款諸収入では、3億753万4,000円計上いたしておりますが、そのうち第15項貸付金元利収入は1億7,390万円で、主なものは、商工費貸付金収入の信用保証協会貸付金元利収入1億3,429万円、地域総合整備資金貸付金元利収入3,661万円であります。第25項雑入では、1億3,351万3,000円を計上しておりますが、その主なものは、特別医療高額療養費戻入金2,237万7,000円、阿弥陀川橋梁架け替えに伴う補償費6,150万円であります。

第90款町債、第5項町債では、12億2,650万円を計上いたしておりますが、その主なものは、総務債の臨時財政対策債4億3,510万円、情報通信基盤整備事業3,620万円、農林水産業債の県営畑地総合開発事業3,420万円、農免農道整備事業4,980万円、土木債の臨時地方道整備事業一般分・特別分として1億7,820万円、教育債の合併特例債として学校給食センター新築事業8,730万円、地域再生事業債として学校給食センター新築及び多目的教室新築事業2億7,140万円と新名和小学校建設事業5,000万円であります。

次に、歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。

まず、給与費であります。特別職、一般職合わせまして18億5,237万8,000円計上いたしております。

第10款総務費では、10億8,084万5,000円計上いたしておりますが、第5項総務管理費の企画費で、地域情報通信基盤整備工事設計監理委託料7,634万6,000円を計上いたしております。

第15款民生費では、20億5,745万4,000円を計上いたしておりますが、主なものといたしましては、第5項社会福祉費の社会福祉総務費で社会福祉協

議会が基金積立をいたします福祉基金の負担金として3,000万円、社会福祉協議会補助金として3,923万4,000円、老人福祉費で老人施設入所措置費委託料2,072万3,000円、高齢者居住環境整備事業補助金1,279万2,000円、同和対策施設費で下田中隣保館新築工事設計委託料300万円、障害者施設訓練支援費1億6,534万6,000円であります。

第20款衛生費では、9億3,122万9,000円を計上いたしておりますが、主なものとしましては、第5項保健衛生費の予防費で予防接種委託料1,829万9,000円、各種がん検診委託料2,190万3,000円、第10項清掃費の塵芥処理費で、廃棄物焼却処理業務委託料3,826万4,000円、廃棄物収集委託料1億1,694万2,000円、し尿処理費の合併処理浄化槽設置補助金1,763万4,000円であります。

第30款農林水産業費では、12億4,000万4,000円を計上いたしておりますが、その主なものとしましては、第5項農業費の農業振興費で中山間地域直接支払推進事業交付金1億116万5,000円、二十世紀梨再生促進事業補助金2,305万9,000円、農地費で第2大名地区、汗入地区の農免農道整備事業負担金4,748万7,000円、大淀地区、中山地区県営畑地総合開発事業負担金6,176万4,000円、地籍調査事業費1億746万円であります。第10項林業費では、林業振興費で森林整備地域活動推進支援交付金1,046万3,000円、第15項水産業費では、水産業振興費で漁業経営構造改善事業補助金1,146万7,000円、漁港建設費で御崎漁港静穏度調査委託料1,543万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

第35款商工費では、2億6,060万5,000円を計上いたしておりますが、その主なものは、第5項商工費の商工振興費で中小企業小口融資貸付金8,760万6,000円、同和地区中小企業特別融資貸付金3,847万円、観光費で大山地区芝グラウンド整備支援事業補助金3,430万円であります。

第40款土木費では、9億79万4,000円を計上いたしておりますが、その主なものは、第10項道路橋梁費の道路新設改良費で、地方道路臨時交付金事業末長押平線道路改良工事費2億1,000万円、押平所子線道路改良工事費7,700万円、地方特定道路整備事業町道押平所子線道路改良工事費3,980万円、県道整備事業負担金2,415万円、第30項下水道費の公共下水道費で公共下水道事業推進基金積立金904万7,000円あります。

第45款消防費では、3億4,021万2,000円を計上いたしておりますが、第5項消防費の常備消防費で西部広域行政管理組合負担金2億8,620万8,000円、消防施設費で防火水槽設置工事費630万円が主なものであります。

第50款教育費では、14億2,585万2,000円を計上いたしております

が、その主なものといたしましては、第10項小学校費の学校管理費で大山小学校耐震診断業務委託料1,207万5,000円、中山小学校大規模改造工事設計業務委託料2,647万9,000円、小学校建設費で旧名和小学校統合に係る校舎建築設計監理委託料5,000万円、第15項中学校費の学校建設費では、学校給食センター改築及び多目的教室新築工事費、及び設計監理委託料4億円であります。第20項社会教育費の文化財費では、大山僧坊跡石垣等測量図面作成委託料337万9,000円、歴史の道整備工事費365万2,000円を計上しております。第25項保健体育費の体育施設費では中山武道館下水道接続工事等に係る経費1,604万7,000円を計上いたしております。

第65款公債費では、17億2,731万円3,000円を計上しておりますが、その主なものとしましては、第5項公債費の元金14億8,998万9,000円、利子2億3,731万6,000円であります。

第90款予備費では、2,001万9,000円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

詳細につきましては担当課長の方からご説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 課長の詳細説明に入る前に、ここで暫時休憩いたしたいと思っております。10分間休憩したいと思います。開会は、10時50分に開会いたします。

午前10時40分休憩

午前10時53分再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。引き続き詳細説明をお願いいたします。

○総務課長（諸遊 雅照君） 町長が提案理由の概要の説明をいたしました。その他の特徴的なものをご説明させていただきます。

まず、一般会計予算書の19ページをお開き頂きたいと思っております。第35款地方交付税では、3町の前年度実績を考慮し、44億6,552万5,000円を計上いたしておりますが、この内訳は、普通交付税41億6,552万5,000円と、特別交付税3億円を見込むものでございます。平成16年度普通交付税の実績といたしましては、中山町13億2,380万2,000円、名和町13億7,487万、大山町14億7,706万円の実績を勘案しながら、普通交付税41億6,552万5,000円を算定いたしたところでございます。

続きまして、少し飛びますが、同じく歳入の55ページをお開き頂きたいと思っております。55ページは、第90款町債であります。町債では、総額12億2,650万円を計上いたしておりますが、そのうち総務債の情報通信基盤整備事業といたしまして、

3, 620万円、更に教育債の給食センター新築事業8, 730万円に、合併特例債を充当いたしております。また、土木債の町道改良事業5, 260万円と学校給食センター新築及び多目的教室新築事業2億7, 140万円、新名和小学校建設事業5, 000万円に、地域再生事業債を充当しておりますが、地域再生事業債とは、地域経済の活性と地域雇用の創造を実現し、地域の再生を図るため、地方単独事業を積極的に展開しようとする地方公共団体が、円滑に事業実施が出来るよう、平成16年度新たに創設されました起債制度でございます。

その対象となりますのは、平成17年度の当初予算の地方単独事業費の対前年度費が、地方財政計画に定めます、投資単独事業費の対前年度費を上回る団体に貸付されるものであります。尚、地域再生事業債の元利償還金につきましては、後年度、標準事業方式により、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものでございます。

次に、歳出に移りたいと思いますが、歳出の主なものにつきまして、ご説明も申し上げます。

77ページをお開きいただきたいと思います。77ページは、第10款総務費第5項総務管理費の企画費であります。委託料に地域情報通信基盤整備工事の設計監理委託料7, 634万6, 000円を計上いたしておりますが、この事業は、平成17、18年度の2カ年に渡り、継続的に取り組む事業でございます。現在の計画の中では、事業費はおおよそ30億円とされています。

事業の内容につきましては、町内の光ケーブルの布設、或いは町内5, 900世帯への放送通信受信機導入等に掛かる経費でございます。

同じく企画費でございますが、79ページをお開き頂きたいと思います。79ページの補助金及び交付金でございます。旧大山町、旧中山町が取り組んでこられましたアメリカメキユラ市、韓国襄陽郡、愛媛県伊予市中山町の国際国内交流を継続的に実施するため、国際交流事業人材育成事業補助金として266万円、国内交流人材育成事業補助金として200万円をそれぞれ計上いたしております。

また、そのページに省エネ、省資源の観点から太陽光発電導入促進事業補助金として900万円を計上いたしております。

続きまして135ページ、児童福祉総務費をご覧頂きたいと思います。この項では、町長の施政方針にもありましたように、ふれあい会館、児童館等の児童福祉施設を拠点といたしまして、ファミリーサポート事業や放課後児童クラブ等の子育て支援施策、或いは子育てに奮闘中の皆様方に子育て情報の提供を行なうための経費、総額で1, 817万3, 000円を軽上し、明日の大山町を担う子供たちと、子育て世代の皆様への支援に勤めて参ろう議論ということで1, 817万3, 000円を予算計上いたしております。

次は、179ページをご覧頂きたいと思います。179ページには、先ほど町長が提

案理由の中でも触れました農業振興費の中山間地域等直接支払推進事業交付金1億116万5,000円についてであります。この対象となります地区数と対象面積をご説明したいと思います。旧中山町では、12地区194万3,412平米、旧名和町では14地区248万9,563平米、旧大山町では15地区363万4,446平米で交付をいたしますその見込み金額は、旧中山町が1,628万9,115円、旧名和町が1,991万6,504円、旧大山町が6,495万9,000円となっております。

続きまして、その次のページになりますが、180ページをご覧ください。同じく農業振興費であります。ここに果樹共済掛金補助金151万3,000円を計上させていただいております。この事業につきましては、その補助のあり方につきまして、合併協議会でも議論されたところではありますが、掛け金総額の15%を加入者に補助するもので、その対象戸数は、全体で184戸でございますが、その内訳は、旧中山町132戸、旧名和町49戸、旧大山町3戸、合わせまして184戸が対象となっております。

次に、189ページをご覧ください。189ページは、農業費の農業施設運営費でございます。ここの工事費でございますが、工事費3,965万9,000円を計上いたしております。これは、旧中山町農業者トレーニングセンターの屋根及び外壁が、老朽化いたしましたために、雨漏り腐食が進んでおりますので、改修工事を実施し、延命をはかろうというものでございます。

続きまして、198ページをご覧ください。198ページは水産業振興費であります。その中の負担金補助及び交付金の中にあります漁業経営構造改善事業補助金、1,146万7,000円の内容であります。

これにつきましては、御来屋漁協が砕氷機を設置をされます。氷を砕く機械でございますが、砕氷機を設置をされます企業経費189万6,000円に対しまして、県が2分の1、町が6分の1補助するものであります。ここでは県と町の合わせました金額、1,146万7,000円予算計上させていただいております。

少し飛びまして217ページをご覧ください。217ページは、土木費の道路橋梁費、目は道路新設改良費でございます。この中に工事請負費といたしまして、末長押平線等の事業を3事業、地方道路、臨時交付金事業或いは地方特定事業整備事業等によりまして行なう予定でございますが、その中のまず末長押平線道路工事の概要につきまして、ご説明させていただこうと思っております。

経費につきましては、2億1,000万円でございますが、工事の内容は、鋼製、はがね製ですけれども、の橋梁上部工が1基、並びに改良工事の延長125.3メートルでございます。次に、町道押平所子線の道路改良工事費7,700万円の内容であります。押平川、橋梁上部工1基、土工5,800立米、則面工900平米でございます。町道押平所子線道路改良工事費3,980万円の内容でございますが、これは道路改良工事延長が100メートルということで、工事を施行する予定にいたしております。

少しまた飛びますが、284ページをご覧頂きたいと思います。284ページでございます。申しわけありません、285ページでございました。

285ページには、教育費保健体育費の体育施設費でございますが、工事請負費の中に下水道接続工事1,604万7,000円を計上いたしております。その内容であります。下水道接続工事といたしておりますが、内容には、詳細にわたりますと、2本に分かれておまして、1本が中山武道館の下水道接続工事、この金額が397万1,000円ともう一方が、大山野球場スコアボード改修工事ということで、この金額が1,207万5,000円、大山野球場スコアボード改修等の工事費1,207万5,000円でございます。これが合算になったまま予算計上されておりますので、詳細につきましては、その2本の構成になっておるということをご理解賜りたいと思います。

非常に簡単な説明でありましたが、以上で担当課長からの詳細の説明につきましては終らせていただきます。

○町長（山口 隆之君） 続きまして、議案第48号 平成17年度大山町土地取得特別会計予算について、提案理由のご説明をいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ1,569万3,000円と定めております。

歳入についてご説明いたします。

第5款財産収入では1,069万2,000円、第10款繰入金では500万円、繰越金では1,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。

第5款諸支出金で1,569万3,000円を計上し、土地開発基金に繰出し基金積立をするものであります。以上で議案第48号の説明を終わります。

次に、議案第49号 平成17年度大山町簡易水道事業特別会計について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理する簡易水道施設の維持管理に要する経費を計上しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ711万6,000円と定めております。

内容について歳入から説明申し上げます。

第10款使用料及び手数料の467万2,000円は佐摩、赤松、前、豊房、種原の5水系の水道利用料を見込んでおります。

第20款繰入金の244万1,000円は一般会計繰入金を見込んでおります。

第25款繰入金は、1,000円を計上し科目存置しております。

第30款諸収入の2,000円は預金利子等を見込んでおります。

次に、歳出について説明します。

第5款総務費の521万8,000円は施設管理に要する経費を計上してござい

す。

第15款公債費の189万6,000円は起債の元利償還金であります。

第20款予備費の2,000円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第49号の提案理由の説明を終わります。

議案第50号 平成17年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について提案理由のご説明をいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,105万8,000円と定めております。

まず歳入の主なものは、県支出金で県補助金821万9,000円、繰入金で一般会計繰入金396万8,000円、諸収入で貸付金元利収入4,865万3,000円であります。

次に、歳出につきましては、償還事務に係る総務費66万円と公債費6,039万8,000円であります。

以上で議案第50号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第51号 平成17年度大山町開拓専用水道特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が管理する開拓専用水道の維持管理に要する経費を計上しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,089万6,000円と定めております。

内容について歳入から説明申し上げます。第5款管理収入の1,061万1,000円は水道給水料を計上しております。第10款使用料及び手数料の2,000円工事設計検査手数料を見込んでおります。第15款寄付金の20万円は開拓水道加入負担金を計上しております。第20款繰越金の7万4,000円は、前年度繰越金を見込んでおります。第25款諸収入の9,000円は預金利子等を見込んでおります。

次に歳出について説明します。

第5款総務費の745万2,000円は施設管理に要する経費を計上しております。

第90款予備費の344万4,000円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第51号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第52号、平成17年度大山町地域休養施設特別会計予算について提案理由の説明をいたします。

地域休養施設は、近年、利用状況が低下傾向にあることから、平成16年10月に施設の運営方法について見直しを行いました。今後は、研修、スポーツ合宿の利用

の促進を図り、効率的な経営を目指していくこととしております。従いまして、本案は、現行の地域休養施設の維持管理に最低限必要な予算を編成し、計上いたしております。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,348万2,000円と定めております。これは、前年度に比べて、額で724万9,000円、率にして14.2%の減であります。

先ず歳入から順を追って説明いたします。

歳入、第1款使用料及び手数料3200万円は、地域休養施設使用料で、これは、前年度に比べて額で800万円、率にして20%の減であります。第2款繰入金1148万1,000円は一般会計繰入金で、これは前年度に比して額で75万1,000円、率にして6.9%の増であります。

歳出では、第1款総務費4,348万2,000円でこれは一般管理費であります。この主なものは、委託料において3,777万1,000円計上しておりますが、地域休養施設管理委託料3,526万4,000円、グラウンド芝管理委託料84万円であります。以上で議案第52号の説明を終わります。

次に、議案第53号 平成17年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、旧大山町地区において、高齢者の居室や障害者の住宅を整備するため、資金の一部を貸し付けていた予算ですが、昭和60年度で貸付は終了しており、起債の償還も平成7年度終了いたしております。現在は、3件の未償還金、161万2,154円を徴収するのみの会計となっています。予算の総額は、今年度は、歳入歳出それぞれ13万9,000円を計上しております。

歳入については貸付元利金収入等を13万9,000円を見込んで計上し、歳出については、一般会計繰出金として13万9,000円を計上しております。

次に、議案第54号 平成17年度大山町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額を、旧3町の実績から推計し、歳入歳出それぞれ19億9,385万2,000円といたしました。

歳入から款を追って主なものについて説明をいたします。

第5款国民健康保険税6億6,319万4,000円は、一般被保険者分と退職者被保険者分の保険税を計上しております。収納率は、一般被保険者分で96%、退職被保険者分で99.7%を目標としております。第10款使用料及び手数料は、督促手数料が主なものであります。第15款国庫支出金6億6,250万6,000円は、一般被保険者分の保険給付費並びに高額医療費共同事業に係る負担金及び、老人保健拠出金、介護納付金、保健事業に係る財政調整交付金であります。第20

款療養給付費等給付金 2 億 4, 4 7 1 万 4, 0 0 0 円は、退職被保険者に係る療養給付費に係る交付金であります。第 2 5 款県支出金 8, 2 2 7 万 8, 0 0 0 円は、高額医療費共同事業県負担金及び今年度から新たに制度導入された財政調整交付金であります。第 3 0 款共同事業交付金 4, 1 0 0 万円は、7 0 万円以上の高額療養費について、国保連合会から交付されるものであります。第 3 5 款財産収入 4 万 3, 0 0 0 円は、基金積立金の利子であります。

第 4 0 款寄付金は、科目存置のため、3, 0 0 0 円を計上しております。第 4 5 款繰入金 1 億 7, 9 1 4 万 5, 0 0 0 円は、主なものは一般会計からの繰入金で、保険基盤安定分、職員給与費、財政安定化支援事業分であります。第 5 0 款繰越金 1 億 1, 9 2 3 万 1, 0 0 0 円は、前年度からの繰越金を見込んで計上しております。第 5 5 款 諸収入 1 5 6 万 6, 0 0 0 円は、保険税延滞金、交通事故による賠償金が主なものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第 5 款総務費 3, 7 8 4 万円は、職員 3 人分の給与費等とレセプト点検員の賃金、各種委託料、レセプト保管庫備品購入費が主なものであります。第 1 0 款保険給付費 1 4 億 1, 2 0 3 万 1, 0 0 0 円は、旧 3 町の実績から推計し、率にして前年度実績の 3 % 増を見込んでおります。第 1 5 款老人保健拠出金 3 億 3, 1 0 5 万 1, 0 0 0 円は、町負担分を社会保険診療報酬支払基金に支払ものであり、1 7 年度の医療費見込額をもとに、1 5 年度の精算額を調整したものであります。第 2 0 款介護納付金 1 億 1, 8 7 4 万 1, 0 0 0 円は、2 号被保険者の給付額に係るものであります。第 2 5 款共同事業拠出金 4, 2 0 9 万 4, 0 0 0 円は、高額医療費共同事業費の見込みであります。第 3 0 款保健事業費 2, 2 9 5 万 6, 0 0 0 円は、国保優良家庭表彰記念品、人間ドック検診委託料、及び大山地区で実施しております、総合健康づくり支援事業に係る経費等が主なものであります。第 3 5 款基金積立金 5, 0 0 0 円は、基金積立から生じる利子を積み立てるものであります。第 4 0 款公債費 2 万 2, 0 0 0 円は、一時借入れをした際の利子として計上しております。第 4 5 款諸支出金 1 1 1 万 2, 0 0 0 円は、保険税の還付金が主なものであります。第 9 0 款予備費 2, 8 0 0 万円を計上し、不測の事態に備えるものであります。以上で議案第 5 4 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 5 5 号 平成 1 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計は、町内の 4 診療所会計を適正に経理処理をするものであります。本年度の直営診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 8, 1 1 8 万 6, 0 0 0 円といたしました。

歳入から款を追って説明をいたします。

第5款診療収入3億9,959万7,000円は、本年度の入院収入並びに外来収入の見込み額であります。

第10款使用料及び手数料1,306万2,000円は、診断文書料、健康診断手数料、予防接種手数料収入であります。

第15款財産収入は、科目存置として4,000円計上しております。

第25款繰入金2,069万円は、大山診療所、大山ロリハビリセンター及び、名和診療所に係る借入金償還金の一部を一般会計から繰入れするものであります。

第30款繰越金4,313万円は、前年度からの繰越金を見込んで計上しております。

第35款諸収入470万3,000円は、基本検診収入が主なものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款総務費2億5,345万円は、職員8名の給与費等、嘱託職員給与並びに臨時職員賃金、報償費では、派遣医師の謝礼、旅費では、学会等研修旅費及び医師の異動に伴う赴任旅費、需用費では、各診療所の光熱水費及び、施設修繕料が主なものであります。また、委託料では、医療事務委託料、施設管理委託料、使用料及び賃借料では、各施設のコンピューター等の機器借上料が主なものであります。

第10款医業費1億6,210万9,000円は、需用費では、薬等の医薬材料代が主なものであります。委託料では、血液検査等の臨床検査委託料が主なものであります。使用料及び賃借料では、X線システムのリース料を計上しております。

第15款公債費2,337万3,000円は、起債元金償還金及び起債償還金利子であります。

第20款予備費4,225万4,000円を計上して不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第55号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第56号平成17年度老人保健特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額を、旧3町の実績から推計し、歳入歳出それぞれ23億3,651万3,000円といたしました。平成17年度の大山町老人医療被保険者一人当たりの年間医療費を約59万円とし、医療の総額を23億1,040万5,000円といたしました。

歳入から款を追って主なものについて説明をいたします。

第5款支払基金交付金13億3,537万9,000円は、診療報酬支払基金から交付割合に応じた医療費交付金と審査支払手数料交付金であります。

第10款国庫支出金6億7,114万9,000円は、医療費に対する国庫負担分であります。

第15款県支出金1億6,452万6,000円は、医療費に対する県負担金であります。

第20款繰入金1億6,425万6,000円は、医療費に対する町負担分を一般会計から繰入れするものであります。

第30款諸収入120万3,000円は、第三者納付金が主なものであります。

次に歳出について説明をいたします。

第5款医療諸費23億1,040万5,000円は、医療機関に支払う医療費が22億7,900万7,000円、コルセット等の現金給付が598万6,000円、高額医療費が1,564万4,000円、審査支払手数料として国保連合会への委託料が976万8,000円であります。

第10款諸支出金2,610万5,000円は、前年度の医療費に係る交付金等の償還金684万6,000円と、一般会計への繰出金1,925万9,000円であります。

第90款予備費を科目存置で3,000円計上しております。以上で議案第56号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第57号 平成17年度大山町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本会計の予算総額を前年度実績から推計し歳入歳出それぞれ15億6,977万9,000円といたしました。

歳入から款を追って主なものについて説明いたします。

第5款保険料2億3,251万2,000円は、第1号被保険者に係る介護保険料で、平成18年度の見直しまでは、旧町の保険料により徴収することとしております。

第10款使用料及び手数料は、保険料督促手数料を計上しております。

第15款国庫支出金4億1,718万円は、介護給付費に対する国の定率負担分並びに、介護保険の財政不均衡を是正するために交付される調整交付金であります。

第20款支払基金交付金4億8,699万4,000円は、第2号被保険者の負担分が交付されるものであります。

第25款県支出金1億9,024万2,000円は、介護給付費に対する県の定率負担分であります。

第30款繰入金2億2,641万4,000円は、介護給付費に対する町の定率負担分と、職員3人分の給与費等を一般会計から繰入れするものであります。

第35款繰越金642万6,000円は、前年度から繰越金を見込んで計上しております。

第40款諸収入では、延滞金、第三者賠償金等をそれぞれ科目存置で計上しております。

第45款町債1,000万円は、財源の不足分を鳥取県財政安定化基金からの借入れを予定しておりますが、介護給付費等の推移を見ながら借入れについては対応したいと考えております。

次に、歳出の主なものについて説明をいたします。

第5款総務費3,845万円は、職員3人分の給与費、電算システム保守委託料、主治医意見書作成委託料及び、介護認定審査会負担金が主なものであります。

第10款保険給付費15億2,155万7,000円は、旧町の実績から推計し、前年度の保険給付費に対して2%の増を見込みました。

第15款財政安定化基金拠出金147万1,000円は、国、県、市町村が3分の1ずつ負担する基金で、県の指示によるものであります。

第20款公債費680万3,000円は、鳥取県財政安定化基金への償還金で、旧名和町分が530万3,000円、旧大山町分150万円であります。

第25款諸支出金6万3,000円は、保険料還付金加算金が主なものであります。

第90款予備費143万5,000円を計上して、不測の事態に備えるものであります。

以上で議案第57号の提案理由の説明を終わります。

議案第58号 平成17年度大山町介護保険事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本事業は、大山診療所が介護療養型医療施設並びに在宅介護サービス事業者として業務を実施しております。その会計を適正に経理処理をするものであります。本会計の予算総額を、実績から推計し歳入歳出それぞれ4,222万9,000円といたしました。

歳入から款を追って主なものについて説明をいたします。

第5款サービス収入4,222万4,000円は、各種介護サービス収入と利用者自己負担金の収入が主なものであります。

第10款使用料及び手数料では、文書料等2,000円を計上しております。

第15款繰越金は科目存置で1,000円を第20款諸収入では、預金利子等2,000円計上しております。

次に、歳出について説明をいたします。

第5款総務費2,305万1,000円は、診療委託料が主なものであります。

第10款サービス事業費1,917万7,000円は、看護師等の人件費及び各種介護サービス事業に必要な消耗品等が主なものであります。以上で議案第58号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第59号 平成17年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、大山町が新設する光徳地区の下水処理施設建設費並びに管路新設工事費と現

在稼動している 16 箇所の処理施設の維持管理に要する経費を計上しております。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 8, 198 万 7, 000 円と定めております。第 2 条では債務負担行為の期間及び限度額を定めております。第 3 条では地方債について定めております。第 4 条では一時借入金の限度額を 4 億円と定めております。

内容について歳入から説明します。

第 5 款分担金及び負担金 9 万 3, 000 円は名和处理区の下水接続負担金を計上しております。

第 10 款使用料及び手数料の 8, 374 万円は農業集落排水使用料を計上しております。

第 15 款県支出金の 2 億 99 万円は農業集落排水事業の下水处理施設と管路新設工事に対する補助金であります。

第 25 款繰入金の 3 億 8, 456 万 9, 000 円は事業費から補助金と起債を引いた額並びに起債の償還に充当する金額を一般会計から繰入いたしております。

第 30 款繰越金の 1, 000 円を計上し科目存置しております。

第 35 款諸収入の 2, 669 万 4, 000 円は消費税還付金と高規格道議路建設に伴う下水道管移転補償費が主なものであります。

第 40 款町債の 2 億 8, 590 万円は農業集落排水事業債であります。

次に、歳出について説明します。

第 5 款事業費の 6 億 2, 683 万 9, 000 円は 16 箇所の施設の維持管理費、光徳地区の下水处理施設建設、下水管路新設、下水管新設工事に伴う水道管移転補償費等が主なものであります。

第 10 款公債費の 3 億 5, 454 万 8, 000 円は起債の元利償還金であります。

第 15 款諸支出金の 10 万円は農業集落排水使用料還付金を計上しております。

第 90 款予備費の 50 万円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第 59 号の提案理由の説明を終わります。

議案第 60 号 平成 17 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、名和浄化センター・逢坂浄化センターの OD 槽の増設、下水管路の新設工事及び下水処理施設の維持管理に要する経費を主として計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 9, 269 万 7, 000 円と定めております。第 2 条では、債務負担行為の期間及び限度額を定めております。第 3 条では、地方債について定めております。第 4 条では、一時借入金の限度額を 5 億円と定めております。

内容について歳入から説明します。

第 5 款分担金及び負担金の 3, 154 万 3, 000 円は大山処理区、名和处理区、逢

坂処理区の下水接続負担金を計上しております。

第10款使用料及び手数料の7,855万7,000円は公共下水道使用料を計上しております。

第15款国庫補助金の2億9,705万円は名和処理区と逢坂処理区のOD槽増設並びに名和処理区の管路新設工事に対する補助金であります。

第20款繰入金の3億2,460万5,000円は事業費から補助金と起債を引いた額並びに起債の償還に充当する金額を一般会計から繰入しております。

第25款繰越金の1,000円を計上し科目存置しております。

第30款諸収入の904万1,000円は消費税還付金が主なものであります。

第35款町債の3億5,190万円は公共下水道事業債並びに資本平準化債であります。

次に、歳出について説明します。

第5款事業費の7億6,843万8,000円は施設の維持管理、名和浄化センター並びに逢坂浄化センターのOD槽増設、名和処理区の下水管路新設、下水管新設工事に伴う水道管移転補償費等が主なものであります。

第10款公債費の3億2,295万9,000円は起債の元利償還金及び一時借入金利子を見込んでおります。

第15款諸支出金の30万円は下水道使用料還付金を計上しております。

第90款予備費の100万円は不測の事態に備えるものであります。以上で議案第60号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第61号 平成17年度大山町風力発電事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、高田工業団地内に設置しています風力発電所施設の運転管理、施設管理について歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,160万1,000円とするものであります。

歳入は、風力発電所建設財源のうち町債償還金への県利子補助金158万7,000円、前年度繰越金63万6,000円、発電した電気を売ることによって得る収入2,437万8,000円、建設時に納付した消費税の還付金500万円を計上しています。

歳出は、維持管理費、起債償還費、予備費に区分して予算組をしています。

維持管理費は、款5総務費1,745万1,000円。主なものは、発電所の保守点検に係る委託料367万5,000円、テレビ電波障害対策の工事請負費400万円と消費税の還付に伴う建設事業事業費補助金精算金である償還金利子及び割引料の500万円であります。

起債償還費は、款10公債費317万6,000円。町債の償還利息であります。なお、元金の償還は、平成19年度から始まります。予備費は、款15予備費、不測の事態に

対処するための財源 1, 097万4, 000円を確保するものであります。以上で、議案第61号の説明を終わります。

議案第62号 平成17年度温泉事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、なかやま温泉にかかる、温泉の販売、温泉館の管理運営等を行うための特別会計の当初予算につきまして、議決をお願いするものであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ4, 163万3, 000円を計上しております。歳入の主なものはナスパルタウンの温泉使用料56万7, 000円、温泉館の使用料3, 880万9, 000円、温泉館における販売収入180万円であります。

一方、歳出であります。温泉館の管理運営経費として4, 163万3, 000円を計上いたしております。以上で提案理由の説明を終わります。

議案第63号 平成17年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成17年度に行う土地の売り払いと、分譲地の管理費、分譲地内の測量委託費、防災調整池管理道路の整備費、売却による借入金の返済を主に計上した予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5, 286万6, 000円と定めております。

歳入から説明します。

第5款財産収入3, 269万5, 000円は分譲地の土地売り払いによる財産収入であります。

第15款繰越金2, 017万1, 000円は前年度繰越金であります。

次に、歳出について説明します。

第5款宅地造成事業費の986万6, 000円の主なものは、分譲地の管理費、分譲地内の測量委託料、防災調整池管理道整備に要する工事費を計上しております。

第10款公債費4, 300万円は起債の元利償還金を見込んでおります。以上で議案第63号の提案理由の説明を終わります。

議案第64号 平成17年度大山町中山財産区特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成17年度の中山財産区の山林原野等を適切に管理するために必要な経費を主に計上した予算であります。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ369万7, 000円と定めております。

はじめに、歳入からご説明いたします。

第10款財産収入は34万8, 000円で、主なものは国営農地造成事業による貸付地等への土地貸付収入であります。繰越金は、334万6, 000円あります。諸収

入は、預金利子雑入あわせて3,000円であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

第5款総務費は、40万4,000円で、事務費と上中山・下中山財産区に繰出金を計上しております。

第10款林業費は、324万3,000円で、主なものは項5林業費、目2林業振興費の賃金63万円、作業道改良工事費210万円で、自主造林地の管理費として計上いたしました。

第90款予備費は、5万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

以上で、議案第64号の提案理由の説明を終わります。

議案第65号 平成17年度大山町上中山財産区特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成17年度の上中山財産区の山林原野等を適切に管理するために必要な経費を主に計上した予算であります。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ410万7,000円と定めております。

はじめに歳入からご説明いたします。

第5款県支出金は、47万5,000円で、これは項5県補助金、目1林業振興費県補助金の造林事業補助金であります。

第10款財産収入は、123万4,000円で、主なものは家畜改良センター鳥取牧場等への土地貸付による収入であります。

第15款繰入金4万5,000円は、中山財産区特別会計からで、下排水事業助成にかかるものであります。繰越金は、230万7,000円であります。

第25款諸収入は、4万4,000円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

第5款総務費は、95万5,000円で、主なものは項5総務管理費、目1管理会費に下水道宅内工事推進助成50万円、下排水整備助成15万円を計上いたしました。

第10款林業費は、310万2,000円で、主なものは項5林業費、目2林業振興費の賃金108万円、下刈等請負費179万5,000円であります。これらは、自主造林地の枝打ち等にかかる管理費として計上いたしました。

第90款予備費は5万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。以上で、議案第65号の提案理由の説明を終わります。

議案第66号 平成17年度大山町下中山財産区特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成17年度の下中山財産区の山林原野等を適切に管理するために必要な経費を主に計上した予算であります。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ241万7,000円と定めております。

はじめに、歳入からご説明いたします。

第10款財産収入は61万1,000円で、主なものは項5財産運用収入、目1財産貸付収入の家畜改良センター鳥取牧場等への土地貸付料であります。

第15款繰入金の4万5,000円は、中山財産区特別会計からで、下排水事業助成にかかるものであります。

第20款繰越金は、175万9,000円であります。

第25款諸収入は、雑入1,000円であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

第5款総務費は、195万8,000円で、主なものは項5総務管理費、目1管理会費に下水道宅内工事推進助成150万円、下排水整備助成15万円を計上いたしました。

第10款林業費は、40万9,000円で主なものは項5林業費、目2林業振興費の賃金24万円、草刈等委託料10万円で、自主造林地の管理費として計上いたしました。

第90款予備費は、5万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

以上で、議案第66号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第67号、平成17年度大山町逢坂財産区特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成17年度の逢坂財産区の山林原野等を適切に管理するために必要な経費を主に計上した予算であります。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ72万5,000円と定めております。

はじめに、歳入からご説明いたします。

第10款財産収入は、24万2,000円で、主なものは項5財産運用収入、目1財産貸付収入の国営農地造成事業による貸付地等への土地貸付収入であります。

第20款繰越金は、48万2,000円であります。

第25款諸収入は、雑入1,000円であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

第5款総務費は、42万2,000円で、主なものは項5総務管理費、目1管理会費に公共下水道整備助成10万円を計上いたしました。

第10款林業費は、25万3,000円で、主なものは項5林業費、目2林業振興費の賃金12万円で、自主造林地の管理費として計上いたしました。

第90款予備費は、5万円を計上し、不測の事態に備えることにいたしております。

以上で、議案第67号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第68号 平成17年度水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

事業の主な内容は、公共下水道農業集落排水事業に伴う水道管移転工事であります。そして安定した水道水の供給と施設の適正な維持管理を行なうものであります。

収益的収入及び支出では、収入として水道事業収益2億5,926万6,000円、このうち営業収益として主なものは、給水収益2億3,165万6,000円とその他、営業収益として一般会計からの消火栓開拓水道その他の維持管理のための負担金など928万9,000円、加入金330万3,000円などであります。

又営業外収益では、企業債償還利子相当額一般会計補助金1,412万3,000円などであります。

一方支出は、水道事業費として、2億8,717万1,000円であり、このうち営業費用は、2億1,312万2,000円、水道施設の維持管理に必要な原水及び浄水費3,244万8,000円、排水及び給水費5,078万5,000円、総係費として給与などで3,928万8,000円、原価償却費8,987万1,000円が主なものであります。営業費費用の大半は企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出の部では、収入として1億994万2,000円、この内訳は、工事負担金として、庄内地区公共下水事業、光徳地区集落排水事業の工事負担金9,720万円であります。

一方支出は、2億3,020万2,000円で、この内訳は、建設改良費として、庄内地区公共下水道工事、光徳地区集落排水工事に伴う、水道管の移転水工事が1億3,761万3,000円、企業債償還金が9,208万円が主なものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鹿島 功議員） 詳細説明に入る前までにここで一端休憩いたします。再開は午後1時30分にしたいと思います。

午前11時56分休憩

午後 1時32分再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。詳細説明に入る前に、紹介が遅れまして申しわけありませんでしたが、本日の議会に代表監査委員の椎木喜久男さんが出席していただいております。椎木さんご起立をお願いします、中央で。椎木喜久男さんについては皆さんご存知のとおり、合併前で大山町議会議員として活躍されておられました。旧大山町では、合併まで、議会選出の監査委員も勤めておられたベテランでございます。

椎木委員さん、こちらのほうでご挨拶をお願いします。

○代表監査委員（椎木 喜久男君） 失礼いたします。議会の途中で、大変貴重な時間を拝借しましてご紹介をいただきましてありがとうございました。

議員の皆さん、そして町長さんには、このたび厳しい選挙を勝ち抜かれて、ここに議員としてまた町長さんとしてここにおられるわけでございますが、今後、ますますのご健闘もして、ご健勝をお祈りするしだいでございます。本当におめでとうございます。

私は、先ほど議長さんのほうからご紹介がありましたように、過去約17年ちょっと、

議会のほうに携わっておりまして、その中で監査委員もさしていただいたわけでございますけれど、なんせ要求されるような能力も専門知識もございませんが、私なりに一生懸命勉強して頑張っ、皆さんの付託に答えられるような監査をしていきたいというふうに考えております。

また、私は、能力がないもんですから、へんなことも聞くかも分かりませんし、また執行部の皆さんには、しっかりと指導して頂かないと分からない部分があると思っておりますので、どうか執行部の皆さんもひとつよろしく願いしたいと思います。

どうかこれから私なりに頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） それでは詳細説明、続けてください。

○水道課長（小西 正記君） それでは、大山町水道事業の会計につきまして、詳細に説明させて頂きたいと思っております。

水道の給水計画につきましては、5, 200世帯、年間で161万立米の給水を計画しております。1日平均で、4, 410立米の計画でございます。この事業計画につきましての詳細につきましては、この会計説明書の4ページから資料をおって説明させて頂きたいと思っております。

まず、収益的収入及び支出で、水道事業収入給水収入は、水道利用量につきましては、旧3町の前年度実績を元にしまして、2億3, 165万6, 000円を計上しております。その他の主なものでは、その他営業収入で、他会計負担金としまして、消火栓維持管理と開拓専用水道の維持管理のため、それぞれの会計から合わせて928万9, 000円を受け入れておるものでございます。

次に、営業外収入の補助金でございますが、補助金1, 412万3, 000円につきましては、一般会計から排水管の設備改良拡張工事のための企業債利子償還金に充てるために繰り入れしているものでございます。

次に、6ページになります。水道事業の営業費用で主なものでございますが、原水及び浄水の委託料698万8, 000円でございますが、これは水質検査の外部委託するためでございます。

動力費の2, 038万8, 000円は水源及び排水池の電気料金でございます。

薬品費の253万円は、滅菌用の薬剤等の購入を行なうものでございます。配水及び給水のうち、修繕料1, 882万円は、給水官との修繕と排水池の計器の点検料でございます。

次に8ページ、総係費でございますが、これは職員の給与に関わるものの計上が主なものでございますが、職員につきましては、総係費で4名分と給水費で3名分、合計7名分の給料等が計上してございます。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取り扱い諸費企業利子、企業債の利子であり

ますが、6, 575万4, 000円は、利子支払いのために充てるものでございます。

次に、10ページ、資本的収入及び支出のほうで、収入で本年度予定額1億994万2, 000円ではありますが、内訳といたしまして、9, 720万円は、下水道工事に伴う水道管の移転補償費であります。

補助金1, 274万2, 000円は、水道管の拡張及び改修工事の企業債の元金の償還に充てるため、一般会計から補助を受けるものでございます。

次に、11ページ、支出で建設費配水管設備費1億3, 761万3, 000円は、下水道工事に伴う移転工事の委託費、設計委託でございますが、1, 470万円、工事請負費1億2, 291万3, 000円を計上しております。

企業債償還金9, 208万円は、水道管の拡張及び改修工事等の企業債の元金の償還に充てるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○町長（山口 隆之君） 続きまして、議案第69号 平成17年度大山町索道事業会計予算について提案理由の説明をいたします。

本案は、大山中の原スキーリフト並びに中の原スキーセンターを中心とした索道事業についての当初予算につきまして、議決をお願いするものであります。

業務の予定量は、前年計画と同様、スキーリフト輸送延べ人員で126万人、中の原スキーセンター利用人員5万5, 000人を見込んでおります。

これにより、収益的収入の予算額を2億5, 890万円とし、その内訳としましては、リフト運営による索道事業収益2億170万円、食堂等付帯事業収益5, 720万円としております。

一方、収益的支出につきましては、予算額を2億4, 170万6, 000円とし、その内訳は、リフト運営による索道事業費用1億8, 891万4, 000円、食堂等付帯事業費用5, 279万2, 000円でございます。

以上により、収益的収入支出の差し引き1, 719万4, 000円の利益を見込んでおります。これは16年度決算とほぼ同水準を見込んでいるものであります。

なお、資本的収入及び支出につきましては、17年度は投資的事業を予定しておらず、起債の償還も終了したため、計上額をゼロといたしております。全国的にスキー場経営は厳しさを増す一方ではありますが、更なる経費節減、入場者増加策の推進等につとめ、収益の向上を図って参りたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） それでは、平成17年度大山町索道事業会計予算の詳細につきましてご説明いたします。

議案の20ページをお願いいたします。予算書の20ページ、収入及び支出の見積書でご説明いたします。

まず、収益的収入ですが、平成16年度予算に比べまして若干少なめの収入見積もりといたしております。これは、来シーズンもスキー場来場者が飛躍的に伸びる要素が認められないことから、16年度実績等を勘案し、索道事業収益の営業収益中、運輸収益を2億円と見込んだところであります。附帯事業収益では、食堂営業収益をこれも前年より若干少なめの5700万円と見込み、収入合計を前年度予算より1,255万円少ない2億5,890万円といたしました。

続いて収益的支出ですが、23ページをご覧ください。

まず、索道事業費用ですが、前年度より約480万円弱少ない、1億8,891万4,000円の計上といたしました。営業費用の索道運転費用は直接リフトの営業に必要な経費として、季節従業員の賃金、索道施設の補修経費、運転にかかる燃料費、光熱水費、土地の賃借料等が主なものとなっています。今年度は第1リフトモーターなどのオーバーホールに約570万円を見込んでおり、前年度より約260万円の増としております。

主な項目ですが、従業員約40名の賃金手当3,361万6,000円、リフト・人工降雪装置の修繕料1,013万2,000円、電気水道料金811万6,000円、スキー場用地の賃借料1,426万4,000円などであります。

24ページに移りまして、運輸管理費はリフト券発行の経費が主で119万6,000円の計上です。

次に、旅客誘致費でございますが、誘客宣伝費用と各種団体等の負担金で、419万円の計上としております。

次のページになりまして、一般管理費ですが、嘱託2名を含みます職員の人件費を中心とした管理費用とスキー場管理組合の負担金1,600万円、ゲレンデ整備車等の整備費用452万7,000円等、計4,320万6,000円でございます。

27ページに移りまして、有形固定資産減価償却費ですが、リフト施設及び関連施設、機械器具の減価償却費用であり、4,151万円の計上でございます。この費用は帳簿上の処理で完結し、現金の支出はございません。

営業外費用は消費税等で1,034万5,000円でございます。

28ページの附帯事業費用に移ります。これは中の原スキーセンターの運営費であります。まず、食堂営業費用の総係費ですが、食堂従業員16名の賃金手当1,209万1,000円、スキーセンター屋根の補修部品を中心とした備用品費462万2,000円、光熱水費476万9,000円、売店や自販機の商品仕入れにかかる商品購入費800万円、食堂の食材仕入れにかかります原材料費850万円等で計4,608万3,000円でございます。

次に、有形固定資産減価償却費ですが、中の原スキーセンターの減価償却費用で645万円を計上しております。これも現金の支出はございません。

附帯事業費用合計では、前年度より約390万円減の5,279万2,000円の計

上といたしております。

以上、支出合計が前年度比 8 6 6 万 9, 0 0 0 円減の 2 億 4, 1 7 0 万 6, 0 0 0 円となり、町長もご説明いたしました。収入との差額 1, 7 1 9 万 4, 0 0 0 円の純利益を見込んでおります。

以上、ご説明しましたことを予算書 1 8 ページでございますが、平成 1 7 年度大山町索道事業会計予定貸借対照表におきまして、まとめておりますのでご確認いただければと思います。

なお、1 6 年度からの繰越欠損金でございますが、この予定貸借対照表では 6 億 6 3 5 万 2, 0 0 0 円といたしておりますが、実際の決算では 5 億 8, 9 4 6 万 6, 0 0 0 円となっておりますので申し添えます。

今後も職員、従業員一丸となりまして、サービスの向上、入り込み客の増加等に励み、健全経営を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。以上でご説明を終わります。

日程第 3 3 発議案第 1 1 号 から 日程第 3 4 発議案第 1 2 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 3、発議案第 1 1 号 行財政調査特別委員会の設置についてから日程第 3 4 号、発議案第 1 2 号 新町まちづくり調査特別委員会の設置についてまで、計 2 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。提出者、荒松廣志君。

○議員（荒松 廣志君） ただいま議題となりました発議案第 1 1 号と、発議案第 1 2 号について、順次提案理由の説明をいたします。

まず、発議案第 1 1 号は、行財政調査特別委員会の設置についてであります。

3 町が合併して、大山町が誕生しました。新町の行財政の現況を把握し、今後の方向性について調査及び審査を行うために、行財政調査特別委員会の設置を提案するものであります。

設置根拠は、地方自治法第 1 1 0 条、及び委員会条例第 6 条であります。委員の定数は 1 0 人とし、調査完了まで、閉会中も調査を行うものです。

次に、発議案第 1 2 号は、新町まちづくり調査特別委員会の設置についてであります。

合併に向けて新町まちづくりプランが作られたところですが、計画されている数々の事業等の具現化について調査及び審査をするために、新町まちづくり調査特別委員会を設置するものであります。委員の定数は 1 0 人とし、調査完了まで、閉会中も調査を行うものです。

皆様のご賛同を願い、提案理由の説明を終わります。

発議案第 1 1 号

○議長（鹿島 功君） 発議案第11号 行財政調査特別委員会の設置について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

発議案第12号

○議長（鹿島 功君） 発議案第12号 新町まちづくり調査特別委員会の設置について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。

したがって、発議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（鹿島 功君） ただいま設置された特別委員会の委員選任のため、暫時休憩します。議員の皆さん、控え室に移動してください。

午後 1時52分休憩

午後 2時 5分再開

○議長（鹿島 功君） 再開します。

日程第35 行財政調査特別委員会委員の選任について

○議長（鹿島 功君） 日程第35、行財政調査特別委員会委員の選任についてを議題にします。

おはかりします。行財政調査特別委員会委員に、西尾議員、敦賀議員、川島議員、

秋田議員、尾古議員、小原議員、岡田議員、野口議員、沢田議員、西山議員を選任します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、行財政調査特別委員会の委員はただいま読み上げたとおり選任することに決定しました。

日程第 3 6

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 6、新町まちづくり調査特別委員会委員の選任についてを議題にします。おはかりします。新町まちづくり調査特別委員会の委員に、近藤議員、吉原 議員、遠藤議員、森田議員、岩井議員、諸遊議員、足立議員、二宮議員、椎木議員、荒松議員を選任します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、新町まちづくり調査特別委員会の委員はただいま読み上げたとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。それぞれ委員会を開いて委員長・副委員長の互選してください。

午後 2 時 8 分休憩

午後 2 時 1 9 分再開

日程第 3 7 委員長・副委員長互選結果

○議長（鹿島 功君） 日程第 3 7、委員長・副委員長互選結果の報告をします。行財政調査特別委員長に岡田議員、副委員長に秋田議員、新町まちづくり調査特別委員長に二宮議員、副委員長に森田議員が、互選されました。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は、20日、月曜日に会議を開きますので、定刻までに本会議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午後 2 時 2 1 分散会
